令和7年度岡山県地域移行促進センター事業に係る技術提案実施公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集します。

なお、本事業は、令和7年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されること及び令和7年度岡山 市一般会計予算案が岡山市議会において議決されることを条件に実施するものです。

令和7年3月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

第1 事業名

岡山県地域移行促進センター事業

第2 事業の目的

本事業は、地域の精神保健及び精神障害のある人の保健・医療・福祉に関する各般の相談に応じ、必要な 指導及び助言を行うとともに、退院後に地域生活に移行する上で必要な援助を行う等により、精神障害の ある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができることを目的とする。

第3 事業内容

岡山県地域移行促進センター事業仕様書のとおり

第4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第5 履行場所

- 1 精神障害者24時間電話相談事業 受託者の事務所など特定の場所において実施する。
- 2 精神障害者ホステル事業 受託者が岡山市内に確保した建物において実施する。

第6 技術提案に参加できる者の資格

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 2 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に基づく入札 参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- 3 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- 4 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又

は再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- 6 精神障害のある人に関する相談支援及び生活支援を、本公告日現在、1年以上行っている実績を有すること。
- 7 精神障害のある人の相談支援・生活支援に関して専門的知識、経験を有する職員を十分に有していること。
- 8 障害者総合支援法に基づく事業者としての実施経験(直接の対人サービスに限る)又は医療法に基づく医療機関(精神科、心療内科等に限る)の運営経験を岡山県内で1年以上有すること。
- 9 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務等を適切に行えること。

第7 委託契約に関する事務担当

〒700-8570

岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県保健医療部 健康推進課 精神保健福祉班

TEL: 086-226-7330 FAX: 086-225-7283

第8 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認書(様式第1号)を次のとおり提出しなければならない。

- 1 技術提案参加資格確認書及び仕様書の配布期間及び場所
- (1)配布期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9 時から午後5時まで
- (2)配布場所 上記第7の場所に同じ。また、岡山県保健医療部健康推進課のホームページからダウンロードすることができる。
- 2 技術提案参加資格確認書の提出期間、場所及び方法
- (1)提出期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9 時から午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 上記第7の場所に同じ
- (3) 提出方法 持参、又は郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類 技術提案参加資格確認書(様式第1号)
- 3 技術提案参加資格要件の審査
- (1) 審査結果の通知

技術提案参加資格確認書を提出した者について、書面の審査の結果、不適格と認められる者に対して は、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(2) 技術提案参加資格要件不適格の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適格通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記第7の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

- 4 仕様書に対する質問の受付
- (1) 受付期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月10日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9 時から午後5時まで
- (2) 方法 「仕様書に対する質問・回答書(様式第3号)」により FAX すること。ただし、到着したことを電話で上記7の事務担当に確認すること。
- (3) 宛先 上記第7の場所に同じ

第9 技術提案手続等

- 1 技術提案申請書類の配布期間及び場所
- (1)配布期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月21日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9 時から午後5時まで
- (2)配布場所 上記第7の場所に同じ。また、岡山県保健医療部健康推進課のホームページからダウンロードすることができる。
- 2 技術提案申請書類の提出期間、場所及び方法
- (1) 提出期間 令和7年3月3日(月) から令和7年3月21日(金)まで(閉庁日を除く。) の午前9 時から午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 上記第7に同じ
- (3) 提出方法 持参、又は郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類
 - ・岡山県地域移行促進センター事業技術提案申請書(様式第2号)
 - ·申請団体概要書(様式1号)
 - ・岡山県地域移行促進センター事業計画書(様式2号)
 - · 見積書 (様式3号)
 - ・岡山県地域移行促進センター事業見積積算内訳(様式4号)
 - 添付書類(任意様式)
 - ①定款、会則、規約等
 - ②役職員等名簿
 - ③直近1年間の事業実施状況のわかるもの(団体が発行する年報、ニュースレター等)
 - ④事業実施経験のわかるもの(精神障害のある人に関する相談支援及び生活支援の実績(事業内容、相談体制、相談件数、支援実績)など)
 - ⑤事業実施体制のわかるもの(配置予定職員の資格、経験及び人数など)
 - ⑥障害者総合支援法に基づく事業者又は医療法に基づく医療機関としての指定内容のわかるもの
 - ⑦資産及び過去3年間の事業の収支状況のわかるもの
- (5) 提出部数 6部(正本1部、副本5部(コピー可))

第10 審査基準・審査手続き

- 1 技術提案申請書類が提出された場合は、岡山県地域移行促進センター事業技術提案審査委員会(以下「委員会」という。)において審議する。
- 2 提出書類及び添付資料の記載内容等について、別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。選考基準は以下のとおりで、これにより各技術提案申請について相対的に評価し、委託先を決定する。
- (1) 事業について適切な認識等を有し、実施する体制が整っていること。
- (2) 事業実施に資する相当の経験を有していること。
- (3) 障害福祉サービス事業者又は医療機関としての実績を有していること。
- (4) 事業実施に必要な経営基盤が整備され、経費について適正かつ経済的に積算されていること。

第11 結果の通知方法

- 1 前項の審議の結果は、応募者あて通知する。なお、委員会は非公開とし、審査の経緯等に関する問い合わせには応じない。
- 2 選定されなかった理由の説明要求

選定されなかった旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、 上記第7の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

第12 県及び岡山市の関係

岡山県地域移行促進センター事業は、県及び岡山市の共同実施事業とする。

第13 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、県 及び岡山市との三者で契約を締結する。

第14 その他

- 1 技術提案に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- 2 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- 3 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 4 提出書類は、返却しない。
- 5 提出書類の提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 6 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- 7 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。